

農業協同組合法に係る行政庁への主な報告事項

主な報告事項	備考	根拠条文
総(代)会の開催日を決定したとき	決定した日から2週間以内に、総会又は総代会の日時、場所及び会議の目的たる事項を報告する。	細則第25条第1項第6号
総(代)会において事業計画を決議したとき	決議した日から2週間以内に、事業計画書に議事録謄本を添えて報告する。	規則第232条 細則第25条第2項
通常総(代)会において事業報告を決議したとき	決議した日から2週間以内に、決算関係書類、通常総(代)会に提出した書類に、議事録の謄本を添えて報告する。	細則第25条第3項
業務報告書	決算に係る総(代)会后、2週間以内に報告する。	法第54条の2 規則第202条
役員を選挙又は選任したとき	選挙又は選任した日から2週間以内に、その者の職、氏名、就任年月日、正組合員及び准組合員の別、認定農業者等の別も合わせて報告する。	細則第25条第1項第2号 細則第25条第5項
組合長又は会長を互選したとき	互選した日から2週間以内に、その者の氏名及び就任年月日を報告する。その際に、理事会議事録を添付する。	細則第25条第1項第3号
参事(会計主任)を選任(解任)したとき	選任(解任)した日から2週間以内に、その者の職、氏名、就任(解任)年月日を報告する。	細則第25条第1項第4号 細則第25条第1項第5号
会計監査人の就任(退任)があったとき	就任(退任)があった場合に報告する。	規則第231条
定款変更認可申請	変更理由書、新旧条文の対照表、総(代)会議事録を添付する。	法第44条第2項 細則第4条
定款変更届 (認可を要さない軽微な変更)	変更理由書、新旧条文の対照表、総(代)会議事録を添付する。	法第44条第2項 細則第4条の2
登記を(変更)したとき	登記した日から2週間以内に、履歴事項全部証明書を添えて報告する。	細則第25条第1項第1号

規則：農業協同組合法施行規則
細則：農業協同組合法施行細則

※ご不明な点は、団体支援課農林団体指導班までお問い合わせください。